

1 会社法制の現代化

照 屋 行 雄

(1) 会社法制の現代化—制定の背景と特徴

会社の基本に関する規制は、現在(2005年11月22日)は現行商法の中の会社に関する規定をさしている。我が国の会社に関する法規制(会社法制)は、商法典が制定された1899年(明治32年)以来100年以上もの長期にわたって、商法およびその関連法規において規制する方式が採用されてきている。そして、今回現行商法およびその関連法規が大幅に改正・統合されて新「会社法」として単独制定されることになったものである。

現行の商法、明治32年にドイツやフランスの商法典、法体系でいえばいわゆる大陸法と呼ばれる独仏系の法体系をベースにして、それを導入する形で我が国の近代商法典として整備された。そういう意味では大陸法の性格を強く受け継ぎ、かなり法律に規定された内容に規制されて、商人(会社ほか)の商行為(経営活動など)に関する法規制が厳格に行なわれてきたわけである。しかしながら、第2次世界大戦後、このような独仏的な大陸法をベースとした商法に、英米的な法体系というものがかなりの領域で採用されるようになった。我が国の商法も英米法の影響を強く受けて、かなり改編されてきているのは周知の事実である。実践的な特性をもつ英米法を注入することによって、戦後の我が国企業が国民経済の発展や環境要因の変化に対応できるように、商法というものをそれに合わせて、英米の考え方を導入して発展する形で改正を積み重ねてきた。

その商法については、1990年代の後半から次々と改正が加えられてきた。グローバル化への対応、とくにアメリカ方式を基礎に英米法の会社法規定がどんどん導入され、展開されているといえる。それは、1つには、会社法制の現代化という大きな流れの中で、改正が積み重ねられて、いよいよ今年の6月に法律が通常国会を通過し、来年の5月から適用されるということになった。会社法制のルネッサンスといわれるゆえんである。

会社法制の現代化という概念は2つあって、制定についての形式的な現代化と、内容についての実質的な現代化の2つに大きく分けられる。形式的な現代化というのは、現行商法のカタ仮名と漢字を組み合わせた文語体的表記法から、平仮名と漢字を組み合わせた口語体的表記法に変えることとなった。それから用語について整理するとともに、商法関連の3つの重要な法律を一本化して、会社法典という法律のもとで統一的に規定するという事となった。

次に、会社法制の実質的な現代化ということである。その主な内容は、第1に、コーポレート・ガバナンスのあり方など会社関連法規間の不均衡を是正するという事、第2に、社会経済情勢がかなり激しい勢いで変化しており、それに対して法制面での適切な対応が求められてきたことに対する法制度の整備をいう。つまり、経済環境要因の変化に対応する実質的な改正が行われたということになる。

新会社法の構成ですが、全体で8編、34章から構成されており、それに付則がついている。全条文が979条の会社法典となっている。現行の商法が499条で、有限会社法が89条、それから監査の特例に関する法律が30条、合わせて全部で618条ということで、これらの旧商法関連法律の全条文648条が、この度979条からなる会社法典に統合されるということになった。

また、新会社法の体系は、第一編が総則、第二編が株式会社に関する規定、第三編が持分会社、第四編が社債に関する規定です。そして、第5編が組織変更等に関する規定を含んでいる。それに続く外国会社、雑則、罰則を含めると、全体が第8編で構成されていることが分かる。

(2) 経営フォーラムの論題設定と開催概要

国際経営研究所の主催する今年度の国際経営フォーラムは、来年度の5月適用を控えて関連法令の整備や企業側での対応準備に入っている会社法について、その狙いや主要な規制内容をしっかり学習し、抱える問題や残された課題を探り、そして、制度上・実践上の論点を議論する機会とした。

従って、統一テーマは、より実践的なものに焦点を当てる狙いで、「会社

法制の現代化—新会社法で会社経営はこう変わる—と設定して企画し、大学人と実務指導者の基調報告と円卓討論会の形式で実施した。

2005年度の国際経営フォーラムの開催概要を示せば、次のとおりである。

* * *

- ① 開催日時 2005年11月22日(火) 14:00～17:00
- ② 開催場所 ひらつかスカイプラザ
(平塚駅北口、MNビル11階、第一会議室)
- ③ 統一論題 「会社法制の現代化—新会社法で会社経営はこう変わる—」
- ④ 運営形態
 - i 経営フォーラム—基調講演と円卓討論会
 - ii フォーラム総括—情報交換・懇親交流会
- ⑤ 講演担当
 - (1) 基調講演 14:00～15:30
 - i —照屋行雄氏「会社法制の現代化—会社経営の論理と倫理—」(神奈川大学経営学部・大学院 教授)
 - ii —斉藤 誠 氏「新会社法と中小会社—ビジネス実務への影響—」(税理士、斉藤税務会計事務所 所長)
 - (2) 円卓討論 15:30～17:00
 - コーディネーター 諏訪部 栄 亮 氏
(日本経営管理協会 理事長、国際経営コンサルタント)
 - ディスカッサント 照屋 行 雄 氏
斉藤 誠 氏
関口 博 正 氏
- ⑥ 開催主体
 - i 神奈川大学 国際経営研究所
 - ii 共催 湘南地域産業振興協議会
 - iii 後援 平塚市および平塚商工会議所
 - iv 協力 神奈川県湘南地域産学公交流推進協議会
および 神奈川大学産官学連携推進室

* * *

当日のフォーラムは、商法や会社法に関心を持つ大学人、研究者、企業経

営者、行政担当者、大学院など40名の専門家が参加して、基調講演とそれに続く円卓討論会で熱心に討論し、意見の交換を行なった。

国際経営フォーラムのプログラムの詳細は、次のとおりである。

* * *

司会 鶴野沢信一郎氏（神奈川県湘南地域県政総合センター
商工観光第一課 課長）

13:30 フォーラムの受付

14:00 開会の挨拶—関口博正氏（神奈川大学経営学部・大学院 助教授）

< 第一部 基調講演 >

14:10 基調講演Ⅰ—照屋行雄氏

「会社法制の現代化—会社経営の論理と倫理—」

（神奈川大学経営学部・大学院 教授）

15:20 基調講演Ⅱ—斉藤誠氏

「新会社法と中小会社—ビジネス実務への影響—」

（税理士、斉藤税務会計事務所 所長）

15:30 フォーラム・ブレイク

< 第二部 円卓討論会 >

（パネルの設定）コーディネーター 諏訪部 栄亮氏

（日本経営管理協会 理事長、国際経営コンサルタント）

ディスカッサント 照屋行雄氏

斉藤誠氏

関口博正氏

15:40 新会社法Q&A—

講演内容に対するフロアからの質疑と講演者による説明

↓

16:00 パネル・ディスカッション—

フロア・パネリスト・コーディネーター間の討論

↓

16:40 コーディネーター総括—

「新会社法の狙いと適用Xデイに向けて」の提言



16:55 閉会の挨拶—照屋行雄氏(神奈川大学 国際経営研究所 所長)

17:00 フォーラムの終了

(注) 所属と肩書は当時のままである。

* * *

【付記】 本誌載録の基礎資料となった録音テープを丁寧に起こす作業に協力いただいた国際経営研究所の客員研究員金宇烈氏、および国際経営フォーラムの運営に全面的に協力頂いた同客員研究員大田博樹氏に感謝申し上げます。載録に伴う文責はすべて照屋行雄に帰属することを明らかにしておきたいと思う。